

令和2年12月2日

県立都市公園等の売店等営業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は応募書を提出いただくようお願いします。

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 山本 修

記

1. 募集概要

(1) 募集の目的

県民公園太閤山ランドをはじめ県立都市公園等（以下、「公園」という。）において園内又は園内施設を使用する売店等（以下、「売店等」という。）を設置又は仮設し営業することで来園者の便を図るため、営業者を募るもの。

(2) 営業者との契約

公益財団法人富山県民福祉公園（「財団」という。）は、本募集により決定した者と別途営業契約を締結する。

(3) 売店等の募集項目（詳細は、別紙1、2-1及び2-2のとおり）

自動販売機：県民公園自然博物館1台

(4) 募集のスケジュールの概要

- 令和2年12月2日（水）：公開、質問の受付開始（12月18日まで）
- 令和3年1月4日（月）：応募書の受付開始
- 令和3年2月1日（月）：応募書の締め切り
- 令和3年2月下旬：営業者の決定（予定）

2. 応募方法

次項に規定する「応募者の要件」を満たす者が、本要項第8項に規定する書類を財団に提出する。

3. 応募者の要件

(1) 応募者の適格

次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であり、売店等を営業する者（以下、「営業者」という。）にあつては、次の①から④までいずれにも該当しない者を配置し対応させることができるものとする。

- ① 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- ③ 富山県暴力団排除条例に関する規則第3条に規定する暴力団もしくは暴力

団員と密接な関係を有する者

- ④ 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

- (2) 募集種別による応募者の要件

自販機を適切に運用し、商品の補充のために制服及び身分を明らかにする名札を着用した補充員を臨機に公園に出動させられる者

4. 営業条件

- (1) 営業契約の期間

別紙1のとおりとする。

- (2) 各種許可の申請など

食品安全衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可類は応募者の負担により処理するものとし、そのために必要な公園の改造については、事前に財団に図面を添付した書面により承諾得て応募者の負担により改造するものとする。

- (3) 営業に係る手数料

応募者が提示する率とする。

- (4) 施設の整備と保全

- ① 営業にあたっては、公園及び売店等を清潔な状態に維持するものとする。
- ② 夜間や休園日その他で営業しないときは、商品や設備の保安のため売店等に施錠するなどし、管理するものとする。
- ③ 財団は、必要があると認めた場合は、売店内等を随時点検することができる。

- (5) 営業日

別紙1のとおりとする。ただし、営業者は毎年度毎に事前に具体的な営業日を財団に書面で申請し承諾を得るものとする。

- (6) 営業品目

別紙1のとおりとする。ただし、販売品目の詳細については、営業者が決定した後に、営業者は財団あて書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。なお、どの売店等においても酒類は販売できないものとする。

- (7) 来園者への応接方法

- ① 売店等の販売員等は事前に財団に申請された名簿に記載された者とし、販売時には指定する書式の名札を掲げるものとする。
- ② 売店等の販売員等は、来園者には公園管理職員と同様に県民本位のサービス精神を保持し、来園者に対して適切な礼儀と言葉遣いをもって対応し、来園者に不快感を抱かせないように対応するものとする。
- ③ 売店等の販売員等には適切な制服を着用させるものとする。
- ④ 本要項3-(1)-①から④に規定する者に調理又は販売、園内運搬などをさせないこと。

(8) 公園管理との協調

- ① 公園で開催されるイベントや工事等により営業が一時的に制限される場合がある。
- ② その他、営業活動の詳細は仕様書（別紙3）によるものとする。

5. 売り上げ手数料、売り上げ報告

- (1) 販売実績額に応募者が応募書に提示した手数料料率を乗じた額を毎月末締め、翌月15日支払いとする。
- (2) 売上高に加え自販機に備え付けの販売品数のカウンター数を種類毎に、毎月末締め、翌月15日までに報告するものとする。なお、財団が販売本数等の根拠となる資料等を求めた場合は、速やかに提出するものとする。
- (3) 自販機毎の年間売上高及び販売本数を毎年度末締め、翌月末までに報告するものとする。

6. 施設使用の制限

- (1) 使用敷地
別紙2-2のとおりとする。
- (2) 最大電力使用量、光熱水提供関係
別紙1のとおりとする。

7. 募集と審査

(1) 応募書

応募者は、次の書類を提出するものとする。

- ① 法人にあつては役員名簿（住所・氏名・よみがな、生年月日記載）
- ② 売店など営業申請書（書式1）
- ③ 売店営業内容提示書（書式2）
- ④ 手数料率提示書（書式3）

(2) 審査方法

- ① 自販機については、財団が設定する手数料料率を超えた率提示した者の中から、営業内容等を勘案し決定する。

(3) 決定通知

応募者に財団HP等で通知する。

(4) 質問

令和2年12月2日から令和2年12月18日までの間、下記宛先へ電子メールで送信する。ただし、売店等の設置場所の確認については各公園管理事務所（自然博物館：076-469-5252）で直接対応する。

- 総務企画課木村 info@toyamap.or.jp

回答は、財団のHPに掲載する。

注意：応募者は上記質問への回答の最終版（遅くとも12月28日までにはHPに掲

載)の内容を確認のうえ応募のこと。

- (5) 応募書の受付開始及び到着の締め切り
令和3年1月4日午前9時～令和3年2月1日午後5時15分まで
ただし、1月5日、12日、19日、26日は休園日のため受け付けない。
- (6) 決定の予定日
令和3年2月下旬

8. その他

(1) 公園の原形復旧

営業者として公園を改造した場合は、契約期間満了迄に応募者の負担において原形に復するものとする。ただし、翌年度も引き続き営業を許可された場合は、この限りではない。

(2) 違約時の契約解除

本要項が規定する事項に違反して営業した場合には、財団は契約期間内であっても営業契約を解除できる。この場合、財団が被る損害については営業者にこれの補償を求める場合がある。また、その場合、その後に財団が募集する売店等の営業者選定に当たっては、財団は、富山県建設工事等指名停止要領第3条の処理に準じて、同条別表第1及び別表第2の「措置要件」を勘案して、以降の応募に考慮されることがあるものとする。ただし、同別表の「期間」の設定については、財団は要領が示す期間によらずこれを決定することがあるものとする。

(3) 現場確認

応募者は、必要があれば現場を確認したうえで応募すること。

募集項目の詳細

募集項目の詳細											
募集種別	募集公園	売店名称又は設置場所等	営業日 営業日数	形態	箇所数・台数	募集者数	営業契約、移動売店登録、設置の期間	販売品目	最大使用電力量	水道の使用	光熱水費の負担
自動販売機	自然博物館	自然博物館センター内	通年	設置期間において、営業者が自販機を設置、管理し営業するもの	全1台	1	令和3年4月1日～同5年3月31日までの2年間	別紙2-1による	1コンセントあたり年間1Kwh未満を基本とする	提供しない	財団が負担

自動販売機の種類と営業者数

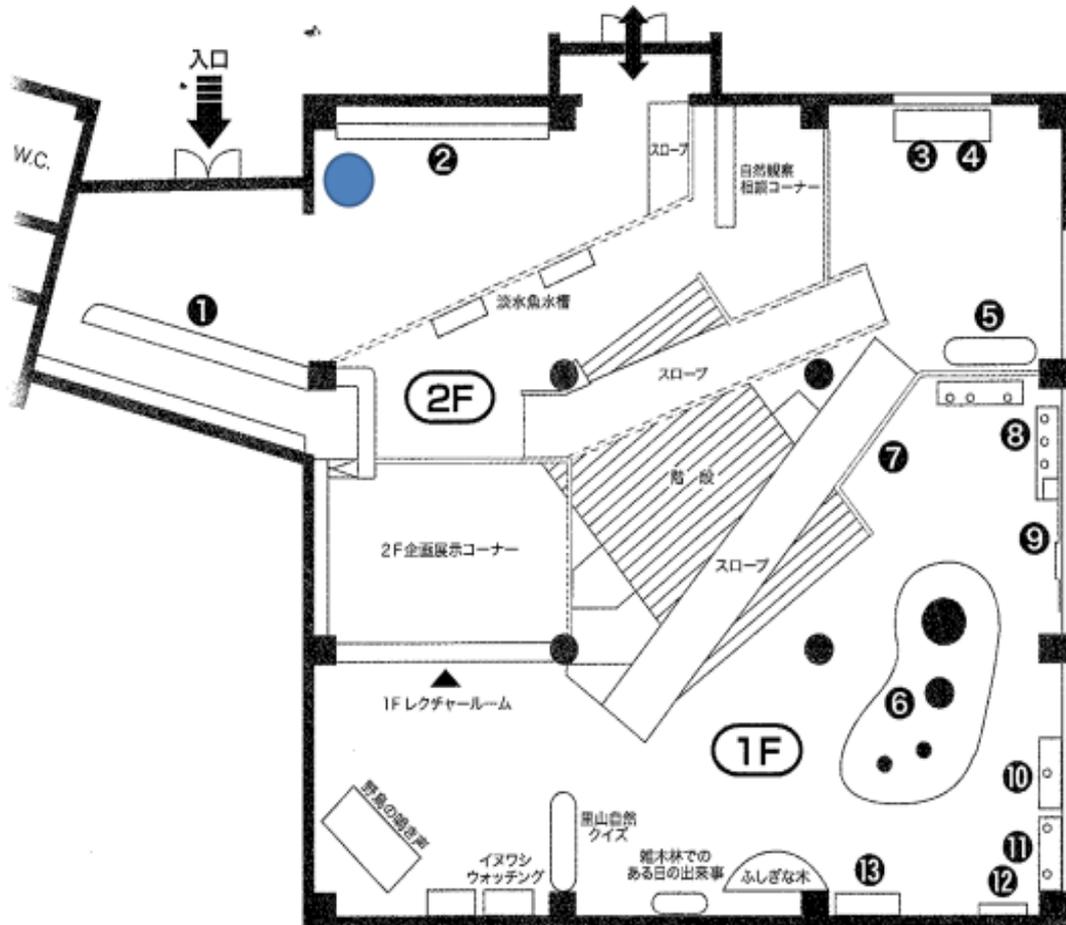
自然博物館

	缶又は缶+ペット	小計
自然博物館センター	①	1
小計	1	1

募集グループと営業者数

全台で1グループ

位置図



自動販売機仕様書

設置する自動販売機は、次の仕様とする。

1. 商品補充方法

営業者による管理・補充とする。

2. 自動販売機の形態

現在設置されている場所に設置することを基本とし、そのスペースに収まる形態のものとする。

書式 1

令和 年 月 日

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 山本 修 様

住所

会社名

印

代表者名

印

売店など営業申請書

私は、県立都市公園等の売店等営業募集に役員名簿（氏名・ふりがな、住所、生年月日、性別記載）及び別添の必要書類を添えて申請します。また、私は、本件募集要項第3項（応募者の要件）に規定する欠格者ではないことを誓約し、本件募集要項に違う営業をした場合には本件募集要項第10項（その他）に規定する契約の解除について、これを受け容れます。

売店営業内容提示書

1. 販売対応方針（具体的に詳細に記入してください）

(1) 応接の基本方針

(2) 営業日、年間営業日数

(3) 公園利用案内の基本方針

(4) 苦情処理の基本方針（マニュアル等がある場合は写しを添付してください）

(5) 常駐する販売責任者指名と保有資格

(6) 商品補充の基本方針

2. 販売品目と販売価格（別紙を添付してもよい）

3. 実際に自販機に入れる商品（自販機の応募者のみが記載）

令和3年4月に実際に自販機に投入する製品を記載してください。（上記販売リスト表に○印等をつけて分かるようにしてあってもよい）

申請者名

手数料率提示書

募集項目		手数料率
自動販売機	自然博物館センター	. %
手数料率は小数以下1位まで記載のこと。		

申請者名 _____